

放射線医学総合研究所の独立行政法人化について

平成12年6月16日

科学技術庁

1. 経緯

国立試験研究機関（国研）の独立行政法人化については、昨年1月の「中央省庁等改革に係る大綱」により独立行政法人の制度的な大枠とともに、科学技術庁付属の5国研を含む大部分の国研の独立行政法人化が決定され、同年4月には、同大綱に基づく「中央省庁等改革の推進に関する方針」が決定された。また、「独立行政法人通則法」が7月に成立し、これを受けた「個別法」が12月に成立したところ。さらに、本年5月には、独立行政法人関連政令が整備され、これをもって関係する法令の整備が終了し、独立行政法人の枠組みが固まったところである。

2. 放医研の業務について

個別法では、放医研が実施する業務の内容等について規定している。具体的には以下のとおり。

- 放射線の人体への影響、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学利用に関する研究開発
- 成果の普及及びその活用の促進
- 研究所の施設及び設備の共用
- 研究者、技術者の養成及び資質の向上
- 関係行政機関及び地方公共団体の長の依頼に応じた、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療の実施

3. 独法化の検討状況

中期目標には、以下の項目について記載することが必要である。

○中期目標の期間

○業務運営の効率化に関する事項

（研究組織の体制及び運営、人員又は人事に関する計画、給与等勤務条件等）

○国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

（重点研究開発領域の設定、研究目標、計画及び予算、研究交流、研究者及び技術者の育成、研究成果の普及及び成果の活用促進、施設・設備の共用等）

○財務内容の改善に関する事項

○その他業務運営に関する重要事項

現在、原子力局長の諮問機関として、「独立行政法人放射線医学総合研究所の業務運営に関する懇談会」をこれまでに3回開催し、機関評価などを踏まえ、中期目標に規定すべき事項についての御意見を伺っているところ。主な論点は別紙のとおり。

4. 今後のスケジュール

平成12年8月末	中期目標案、中期計画案策定
平成13年1月	文部科学省独立行政法人評価委員会設置、中期目標・計画等の審議
平成13年4月	独立行政法人放射線医学総合研究所設置

（懇談会の資料より）

これまでの議論の論点

平成12年6月7日
事務局

1. 研究環境の整備（放射線医学分野のCOEとして）
 - ・魅力ある研究所（研究者にとっても若者にとっても）とは何か。
 - ・そのために必要な目標をどこに置くべきか。また必要なステップは何か。
2. 数値目標について
 - ・研究機関として、数値目標を示すことが可能な事項は何か。
 - ・また、どの程度の数値目標を設定することが可能か。
3. 病院部の経営
 - ・研究病院としてどのようなコンセプトで運営を行っていくか。
 - ・病院の資源は交付金＋病院収入
 - ・研究病院であることを前提に考えれば、大幅な増収は不可能であり、当面は交付金に依存することは不可避。
 - ・今後、国立大学、国立病院も独立行政法人化。
4. 研究評価について
 - ・客観的かつ透明なプロセスの担保、結果の次期研究への的確な反映が必要。
 - －客観的……何を基準に評価するか。
 - －透明性……評価を全て公開するか。
5. 研究所の組織について
 - ・ニーズに対応した柔軟かつ機動的な組織編成が必要。
 - ・組織のフラット化は必要か。
 - ・内外問わず優秀な人材の確保
6. 給与等勤務条件
 - ・研究者へのインセンティブとは何か。
 - ・能力給の導入、業績（個人）評価方法のあり方
 - ・給与の上乗せが可能なグラントの整備。

独立行政法人化の動き

平成9年12月

行政改革会議 最終報告

「独立行政法人」設立の目的

- ・政策の企画立案機能と実施機能の分離
- ・効率性の向上、質の向上及び透明性の確保

平成10年6月成立

中央省庁等改革基本法

独立行政法人

国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から
確実に実施されることが必要な事務事業であって、
国が自ら主体となって直接に実施する必要はないが、
民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されない
おそれがあるか、
又は一の主体に独占して行わせることが必要であるもの

平成11年4月

中央省庁等改革の
推進に関する方針

89国立機関(うち試験研究機関56)の
独立行政法人化が決定

同年7月成立

独立行政法人通則法

独立行政法人制度の基本的な枠組みを規定

同年12月成立

独立行政法人個別法

各独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等
を規定

86国立機関 → 59独立行政法人

56国研 → 32独立行政法人

5 科技厅国研 → 4 独立行政法人

(金属材料技術研究所と無機材質研究所を統合)

現在

独立行政法人化に向けた
具体的制度設計

独立行政法人研究運営検討委員会
第1次提言

平成13年4月

独立行政法人の設立

中央省庁等改革基本法（抜粋）

第三節 独立行政法人制度の創設等

（独立行政法人）

第三十六条 政府は、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であつて、国が自ら主体となつて直接に実施する必要はないが、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるか、又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものについて、これを効率的かつ効果的に行わせるにふさわしい自律性、自発性及び透明性を備えた法人（以下「独立行政法人」という。）の制度を設けるものとする。

独立行政法人通則法の概要

1 総則（第1条～第17条）

独立行政法人制度創設の目的及びこの法律が独立行政法人の運営の基本その他の制度の基本となる共通事項を定めるものであること。

2 役員等（第18条～第26条）

独立行政法人に、個別法により、役員として法人の長及び監事を置き、また、他の役員を置くことができることその他役員に関する事項。

3 業務運営（第27条～第35条）

主務大臣は、独立行政法人の性格に応じた3年以上5年以下の業務運営の効率化等の中期目標を設定し、独立行政法人の長は中期目標を達成するための中期計画及び毎事業年度の計画を作成し業務を運営。主務大臣は、中期計画終了時に、業務・組織全般の見直しを実施。

4 財務及び会計（第36条～第50条）

独立行政法人の財務状態が適切に開示されるような会計制度を導入、所要の運営費等の予算措置。弾力的かつ効率的な財務運営の構築等。

5 人事管理（第51条～第53条）

国家公務員の身分を与えるものと国家公務員の身分を与えないものを規定するとともに、給与等に業績が反映される仕組みを導入。

6 独立行政法人評価委員会（第12条等）

外部有識者からなる第三者機関の独立行政法人評価委員会を置き業務の評価等を実施。

7 その他（第28条等）

業務、財務、計画、評価結果等の広汎な事項を積極的に公表。

国立試験研究機関における主な制約と独立行政法人での改善点

○予算

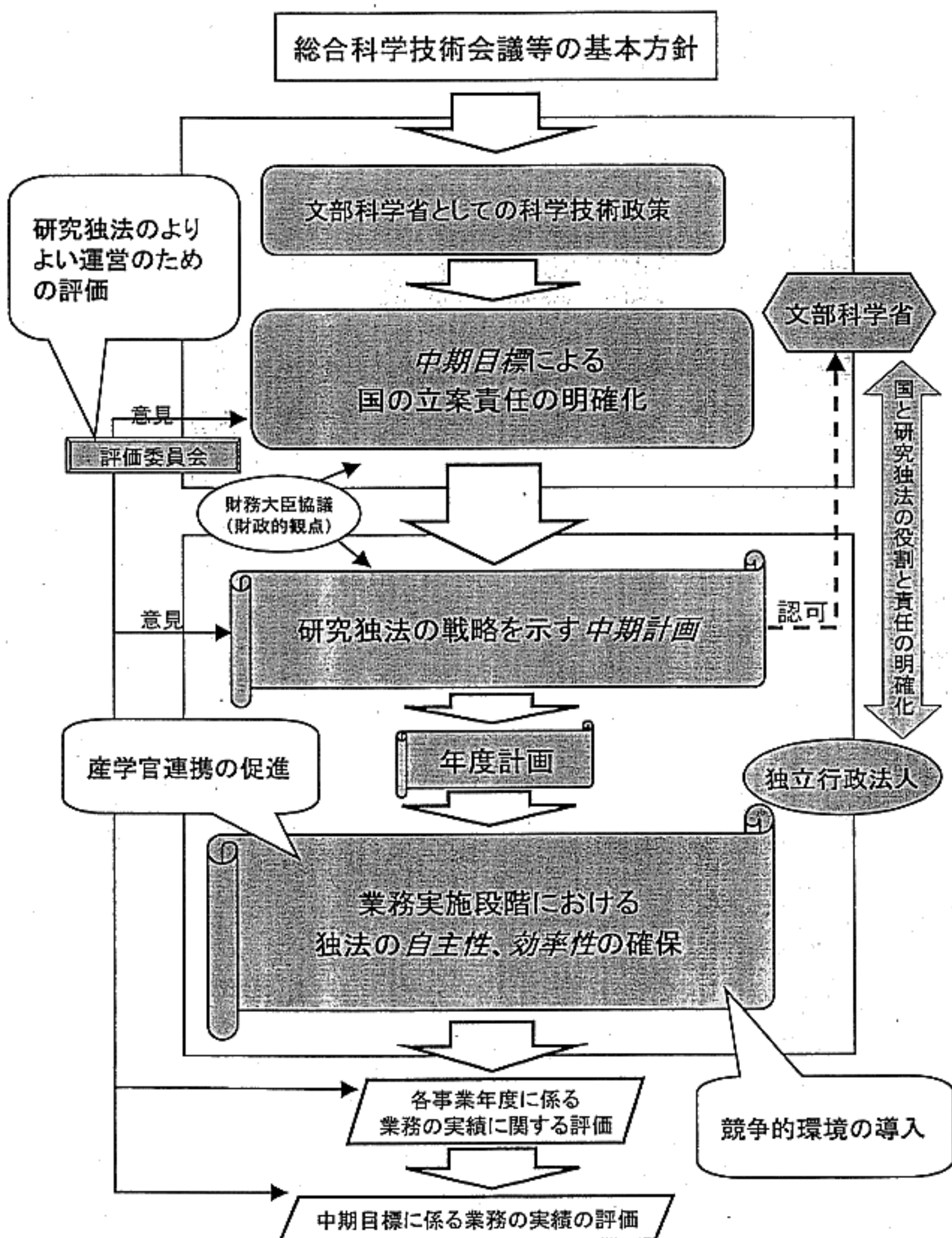
- ・予算が細目にわかれ、柔軟な使い方が困難
→独立行政法人には、運営費交付金が措置されるが、運営費交付金は国の予算においては、使途の内訳を特定せず、執行に当たっては、国の事前の関与をうけることなく予定の使途以外の使途に充てることができる。
- ・単年度主義により、複数年度にわたった計画的執行が困難
→3年から5年の期間の中期計画を独立行政法人が作成し、国の予算措置は中期計画に従い、運営費交付金及び施設費等を毎年度の予算編成の中で確実に手当てする。

○人員・給与

- ・行政機関の職員の定員に関する法律等の法定定員制度の対象
→法定定員制度の対象外
- ・法令で給与が決まっているため、業績反映に限界がある。
→法人及び職員の業績が反映される給与等の仕組みを導入（法人が給与の支給の基準を決定する。）。

○運営

- ・厳格な組織管理（総務庁による機構定員要求等）
→役員に関するもの以外の内部組織は、法人の長の裁量により決定できる。
- ・事前に「箸の上げ下げ」まで強く統制してしまい、自発的な効率化が図れない。
→主務大臣の一般的な監督規定を置かず、主務大臣の関与事項を法令に限定的に規定する。



独立行政法人に移行する機関・業務一覧（省庁別）

注）「(研)」は試験研究機関、「特定」は特定独立行政法人、「その他」はその他の独立行政法人を表す

府省名※独立化後 (機関数/うち試験研究 機関数)	省庁名 ※独立化前	機 関 名	独 立 行 政 法 人 名 (仮 称)	法人の 形態
内閣府(1/0)	総理府	国立公文書館	独立行政法人国立公文書館	特定
防衛庁(1/0)	防衛庁	在日米軍基地の日本人労働者の労務管理	独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構	特定
総務省(3/2)	郵政省	通信総合研究所(研)	独立行政法人通信総合研究所	特定
	自治省	消防研究所(研)	独立行政法人消防研究所	特定
	総務庁	統計センター(統計研修所を除く。)	独立行政法人統計センター	特定
財務省(3/1)	大蔵省	醸造研究所(研)	独立行政法人酒類総合研究所	特定
		造幣局	法案提出せず	特定
		印刷局(病院を含む。)	法案提出せず	特定
文部科学省(15/8)	科学技術庁	金属材料技術研究所(研)	独立行政法人物質・材料研究機構	特定
		無機材質研究所(研)		
		航空宇宙技術研究所(研)	独立行政法人航空宇宙技術研究所	特定
		放射線医学総合研究所(研)	独立行政法人放射線医学総合研究所	特定
		防災科学技術研究所(研)	独立行政法人防災科学技術研究所	特定
	文部省	国立特殊教育総合研究所(研)	独立行政法人国立特殊教育総合研究所	特定
		国立科学博物館(研)	独立行政法人国立科学博物館	特定
		国立国語研究所(研)	独立行政法人国立国語研究所	特定
		国立文化財研究所(研)	独立行政法人文化財研究所	特定
		大学入試センター	独立行政法人大学入試センター	特定
		国立オリンピック記念青少年総合センター	独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター	特定
		国立青年の家	独立行政法人国立青年の家	その他
		国立少年自然の家	独立行政法人国立少年自然の家	その他
		国立婦人教育会館	独立行政法人国立女性教育会館	特定
		国立博物館	独立行政法人国立博物館	特定
		国立近代美術館	独立行政法人国立美術館	特定
		国立西洋美術館		
		国立国際美術館		
	厚生省	国立健康・栄養研究所(研)	独立行政法人国立健康・栄養研究所	特定
		国立病院・療養所	法案提出せず	特定
厚生労働省(4/3)	労働省	産業安全研究所(研)	独立行政法人産業安全研究所	特定
		産業医学総合研究所(研)	独立行政法人産業医学総合研究所	特定
農林水産省(17/8)	農林水産省	農業研究センター(研)	独立行政法人農業技術研究機構	特定
		畜産試験場(研)		
		草地試験場(研)		
		果樹試験場(研)		
		野菜・茶葉試験場(研)		
		農業試験場(研)		
		家畜衛生試験場(研)	独立行政法人農業生物資源研究所	特定
		農業生物資源研究所(研)		
		従来・昆虫農業技術研究所(研)	独立行政法人農業環境技術研究所	特定
		農業環境技術研究所(研)		
		農業工学研究所(研)	独立行政法人農業工学研究所	特定
		食品総合研究所(研)	独立行政法人食品総合研究所	特定
		国際農林水産業研究センター(研)	独立行政法人国際農林水産業研究センター	特定
		森林総合研究所(研)	独立行政法人森林総合研究所	特定
		水産研究所(研)	独立行政法人水産総合研究センター	特定
		養殖研究所(研)		
		水産工学研究所(研)		
		農業者大学校	独立行政法人農業者大学校	特定
		水産大学校	独立行政法人水産大学校	特定
		肥料料検査所	独立行政法人肥料料検査所	特定
		農薬検査所	独立行政法人農薬検査所	特定
		農林水産消費技術センター	独立行政法人農林水産消費技術センター	特定
		種苗管理センター	独立行政法人種苗管理センター	特定
		家畜改良センター	独立行政法人家畜改良センター	特定
		林木育種センター	独立行政法人林木育種センター	特定
		さけ・ます資源管理センター	独立行政法人さけ・ます資源管理センター	特定

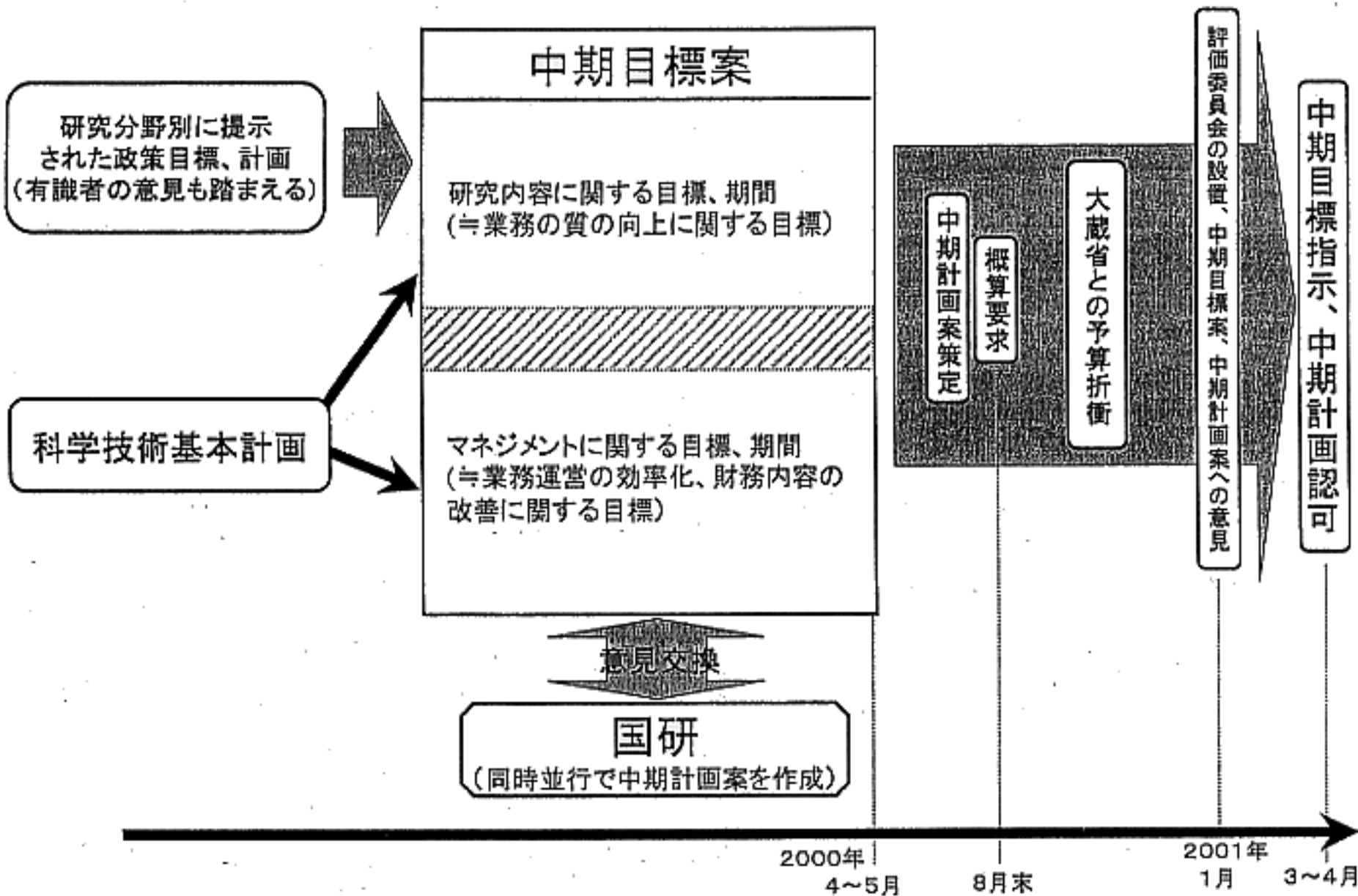
注) 「(研)」は試験研究機関、「特定」は特定独立行政法人、「その他」はその他の独立行政法人を表す

府省名※独立化後 (機関数/うち試験研究 機関数)	省庁名 ※独立化前	機 関 名	独立行政法人名(仮称)	法人の 形態
経済産業省(5/2) ※は工業技術院研究部門	通商産業省	通商産業研究所(研)	独立行政法人経済産業研究所	その他
		産業技術融合領域研究所(研)	独立行政法人産業技術総合研究所	特定
		計量研究所及び計量教習所(研)		
		機械技術研究所(研)		
		物質工学工業技術研究所(研)		
		大阪工業技術研究所(研)		
		名古屋工業技術研究所(研)		
		生命工学工業技術研究所(研)		
		地質調査所(研)		
		電子技術総合研究所(研)		
		資源環境技術総合研究所(研)		
		北海道工業技術研究所(研)		
		九州工業技術研究所(研)		
国土交通省(12/7)	北海道開発庁 運輸省	工業所有権総合情報館	独立行政法人工業所有権総合情報館	特定
		製品評価技術センター	独立行政法人製品評価技術基盤機構	特定
		貿易保険	独立行政法人日本貿易保険	その他
		開発土木研究所(研)	独立行政法人北海道開発土木研究所	特定
		船舶技術研究所(研)	独立行政法人海上技術安全研究所	特定
		電子航法研究所(研)	独立行政法人電子航法研究所	特定
		港湾技術研究所(研)	独立行政法人港湾空港技術研究所	特定
		交通安全公害研究所(研)	独立行政法人交通安全環境研究所	特定
		海技大学校	独立行政法人海技大学校	特定
		航海訓練所	独立行政法人航海訓練所	特定
		海員学校	独立行政法人海員学校	特定
		航空大学校	独立行政法人航空大学校	特定
		自動車検査(検査場における検査)	自動車検査独立行政法人	特定
環境省(1/1)	建設省	土木研究所(研)	独立行政法人土木研究所	特定
		建築研究所(研)	独立行政法人建築研究所	特定
環境省(1/1)	環境庁	国立環境研究所(研)	独立行政法人国立環境研究所	特定

独立行政法人に移行する機関・業務数	89
うち 試験研究機関数	56
うち 特定独立行政法人数	78

参考: 「中央省庁等改革の推進に関する方針」
「独立行政法人制度に関する大綱」 等

中期目標策定のプロセス(案)



独立行政法人放射線医学総合研究所の業務運営に関する懇談会について

平成12年3月
科学技術庁原子力局

1. 設置の趣旨

平成13年4月に設立される独立行政法人放射線医学総合研究所(放医研)の達成すべき業務運営に関する目標(中期目標)の策定に資するため、原子力局において、有識者による標記懇談会を開催する。懇談会においては、放医研における研究開発の進め方、取り組むべき分野等についてご意見を伺う。

なお、懇談会では、研究開発局に設置された独立行政法人運営検討委員会で出された研究マネジメント等に関する提言の内容、及び現在実施中の機関評価の結果などを踏まえ、これらを今後の業務にどのように反映させていくかについてもご意見を伺うこととする。

2. 検討事項

放医研の業務運営のあり方(放医研で重点的に推進すべき研究領域等)

3. 懇談会構成員(敬称略、五十音順)

阿部	光幸	兵庫県立成人病センター総長
飯田	孝夫	名古屋大学大学院工学研究科教授
稲邑	清也	大阪大学医学部保健学科教授
甲斐	倫明	大分県立看護科学大学教授
門永	宗之助	マッキンゼー・アンド・カンパニー・インクジャパン ディレクター
黒田	勲	(有)日本ヒューマンファクター研究所所長
高柳	誠一	(株)東芝技術顧問
武部	啓	近畿大学原子力研究所副所長
寺田	雅昭	国立がんセンター総長
前川	和彦	東京大学医学部医学科救急医学講座教授

4. スケジュール

平成12年4月 懇談会開催(計2回開催予定)

放射線医学総合研究所の機関評価について

平成12年5月24日
研究技術課

放射線医学総合研究所(以下「放医研」という。)は、放医研の運営全般について評価を行い、調査研究の効率的な推進と研究成果の向上を図るため、外部委員による機関評価委員会を設置し、「国の研究開発全般に共通する評価の実施方法の在り方についての大綱的指針」に基づき、機関評価を実施した。

(放医研では、これまでに、生物、医学、環境の3分野それぞれの領域について、平成9年から10年にかけて評価を行っている。)

2. 機関評価の経緯

11名の外部委員により機関評価委員会を構成(参考1)し、1999年4月に第1回委員会を開催し、国内外の専門家による研究活動評価部会の設置、評価対象項目、評価の概要スケジュール、評価のための資料作成などを決定した。さらに、第2回委員会を1999年12月23日・24日の2日間開催し、評価委員の評価票のほか研究所側からの補足説明、主要施設の見学に基づく議論の後、委員長が報告書の原案を作成し、各委員からの修正を取り入れた報告書が作成された。

なお、機関評価委員会の下に、9名の専門家で構成される研究活動評価部会を設置し(参考2)研究活動の評価を行い、報告書を機関評価委員会に提出している。

3. 評価結果の概要

(1) 研究所の設置目的、業務範囲

放医研は、設置目的に沿った形で運営され、業務についても国際的に重要なテーマが全てカバーされている。なお、以下の事項が重要である。

- 「研究成果の普及」の一環として、専門家と一般人の通訳が出きる人材を確保・養成することが重要であり、そのための組織を整備することが望ましい。
- 緊急被ばく医療の研究や体制整備は重要である。
- 最先端の医学研究には医療研究者と物理・工学研究者の緊密な協力が必要であることから、医学と物理の両方を理解できる医学物理士の養成に中心的な役割を果たすべきである。

(2) 研究内容の総合的水準

- 放医研の各部門とも、論文実績は国内の他国立試験研究機関と比較して遜色なく、研究者の平均的な活動は活発である。
- 放医研で行われている研究の中では、次の研究が特に優れている。
 - ・炭素イオン治療
 - ・放射線誘発がんの分子生物学的研究
 - ・内部被曝実験施設とプルトニウム研究

研究の水準を更に高めるため、以下の事項が重要である。

- 1) 研究所の研究計画が内部、外部の評価委員会によって批判的に評価されること。
- 2) 特許出願件数も業績に記載すること。研究成果の目安の一つとなる。

(3) 研究所の目指すべき方向

以下の事項が研究所の目指すべき方向として重要である。

- 1) 緊急被曝、環境モニタリングと線量評価に関する研究に優先度をおくこと。
- 2) 重イオン治療の研究の続行と人材育成を行うこと。
- 3) 治療量が許容範囲に入り得るかを検討すること。また炭素イオン治療の成績を他の治療法と比較すること。
- 4) 放射線の生物影響に関して、細胞生物学的、分子生物学的メカニズムの研究に重点をおくこと。
- 5) 低線量リスクに関する研究を継続すること。
- 6) 環境放射線による個人被曝線量のリスク計算に関する研究を推進すること。
- 7) JCO 臨界事故に関連して、放射線被曝の影響に関する国内外のデータのデータベース化と事故に関する広報活動を行うこと。

(4) 研究体制

現行の体制は良く整備されているが、更に以下の事項についての検討が重要である。

- 1) 経常研究のほかに目的に応じて総合研究、グループ研究、特別研究と分類しているが、合理的な面がある一方、枝葉に亘っての分類は組織・運営の硬直化に繋がりがやすいので再考すること。
- 2) 所内の研究グループ間の情報交換が十分行われるよう配慮すること
(水平方向の意思伝達)。
- 3) 放医研のミッションとしての研究目的を研究者に周知させること
(垂直方向の意思伝達)。
- 4) 研究課題の硬直化を防ぐため、長期的展望に立った戦略をトップダウン的に行う仕組みを整備すること。
- 5) 今後とも、理工系研究者の職域を確立した模範的なセンターであること。
- 6) 研究所の高齢化対策を考えること。

(5) 評価体制

以下の事項が重要である。

- 1) 研究テーマ、運営等に対する評価体制は論理的に良く出来上がっているが、研究者自身の評価の仕組が十分機能しているとは思えない。これを行うことは人材の育成、能力の向上のために不可欠である。
- 2) 研究所の効率の向上のため、研究支援者の正当な評価と処遇を行うための体制を整備すること。

(6) 研究計画の戦略性、柔軟性

以下の事項が重要である。

- 1) 戦略的な大型研究を遂行していることは評価できるが、細部に亘って自縄自縛的研究計画を立てるのは避けること。
- 2) 経常研究については個別テーマの終息、改変ができる機構を持つこと。

(7) 国民生活や社会的ニーズへの対応

研究所を周知させるための広聴・広報活動が必要である。放医研は専門家の間では良く知られているが、一般国民には遠い存在となっている。この意味で広報関連のセクションが独立していない点が問題である。

(8) 研究資源の効率的使用

有能な中高年技術者を組織化し、責任と権限を含めた業務を一括して委託する型のアウトソーシングを検討すること。

(9) 研究所の意思決定機構

理論的に良く構築されているが、以下の事項が重要である。

- 1) 所長の自由裁量権、決定権の強化と所長をサポートする仕組みを作ること。
- 2) 意思決定の仕組みについて透明性を示すよう努力すること。
- 3) 企画室に少数精鋭メンバーを任命すること。
- 4) 特許は抜本的に強化する必要がある、知的財産権を扱う組織を独立させること。

(10) 外部機関との連携・協力

全般的に順調に行われていると評価できるが、以下の事項が重視されるべきである。

- 1) HIMAC は一般国民に広く知られているとはいえない。更なる広報活動が必要である。
- 2) 研究活動を活性化するため、外国研究機関との交流、優秀な研究者の招聘による共同研究や講義が重要である。
- 3) 東南アジアとの協力を強化すること。

(11) 研究者支援業務

以下の事項についての検討が重要である。

- 1) 研究支援技術者の評価およびアウトソーシングについて検討すること。
- 2) 研究者の雑務を減らし、研究に集中できる体制を確立すること。

4. 評価結果の反映

現在、原子力局長の私的諮問機関として、「独立行政法人放射線医学総合研究所の業務運営に関する懇談会」を開催しており、中期目標を策定するために必要と考えられる事項の抽出を行っているところ。この中で、機関評価の結果の反映についても議論しており、今後、中期目標の中に的確に反映していくこととする。

(参考1) 機関評価委員会の構成

委員長	阿部	光幸
委員	碧海	西美
"	遠藤	寛
"	大宅	映子
"	門永	宗之助
"	黒木	登志夫
"	高柳	誠一
"	滝澤	行雄
"	早石	修
"	古田	武
"	ミルワード	マイケル

兵庫県立成人病センター 総長
 Woman's Energy Network 代表
 埼玉医科大学 副学長
 評論家
 マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク ジャパンディレクター
 昭和大学 腫瘍分子生物学研究所長
 株式会社 東芝 技術顧問
 国立水俣病総合研究センター 所長
 財団法人大阪バイオサイエンス研究所 名誉所長
 鐘淵化学工業株式会社 代表取締役会長
 上智大学 教授(同大学評議員)

(参考2) 研究活動評価部会の構成

部会長	阿部	光幸
委員	Roger Clarke	
"	H. J. Evans	
"	丹羽	大寛
"	Richard V. Osborne	
"	Theodore L. Phillips	
"	Wun-Kon Fu	
"	Christian Streffer	
"	滝澤	行雄
"	Henry N. Wagner Jr	

兵庫県立成人病センター 総長
 国立放射線防護委員会 委員長(イギリス)
 西部総合病院 MRC ヒトゲノムユニット (イギリス)
 京都大学 放射線生物学研究センター長
 元カナダ原子力エネルギー公社 チョークリバー研究所 ライフサイエンス部長(カナダ)
 医学博士(アメリカ)
 カリフォルニア大学 サンフランシスコ校 がんセンター 副所長(アメリカ)
 エッセン医科大学 放射線医学研究所長 (ドイツ)
 国立水俣病総合研究センター 所長
 ジョンズホプキンス大学公衆衛生学部 放射線保健健康科学科長(アメリカ)

研究開発独立行政法人の運営のあり方について(第1次提言)のポイント

提言の趣旨

研究独法の運営をより理想的な研究開発システムに出来るだけ近づけるために、関係する国、研究機関、研究者等がどのような考え方で更に検討を深めて行くべきかについて提言

提言のポイント

意識改革の重要性

- ・自己決定と自己責任への意識改革。国家公務員型に伴う危惧を認識し努力。意識改革も評価すべき。

中期目標、中期計画 一役割と責任の明確化一

- ミッションの明確化
 - ・国は、戦略的、重点的な政策目標、ビジョンを示し中期目標に反映。
 - ・研究独法は、中期目標を達成するため戦略的な研究計画(中期計画)を自らの責任で立案。
- 国民に見える活動を
 - ・中期目標の策定過程は透明性を高め、重要な研究開発領域の設定などに研究独法を含めた幅広い専門家の判断を反映。
- 子細にわたる統制、関与を排除
 - ・業務運営は法人の責任とし、評価に重点(予算の使途、人事等のマイクロマネジメントの排除)。

研究独法のよりよい運営のための評価

- 科学技術的評価を実質的・効率的に
 - ・専門家による評価をベースとし、評価の重複の排除。
 - ・諸手続の共通化等による負担軽減。
- マネジメントの評価、研究者個人の評価も重要。
 - ・研究者の雑務からの解放、独創性の発揮を評価。個人評価は所長が実施。評価プロセスの公開
- 評価結果の反映と予算措置
 - ・評価結果は、研究独法の長の責任の下で内部の資源配分に反映。
 - ・中期目標期間終了後の評価結果は、国の企画立案部局及び予算・財政部局において、新たな予算措置などに反映すべき。別途行われる主務省の政策評価との整合性を確保。

競争的資金など多様な研究資金の確保

- 国の競争的資金の一層の拡充・改善
 - ・府省の枠を超えた競争的資金の積極的な獲得、活用を図るべき。競争資金も使いやすく。
 - ・国の競争的資金に間接経費が必要額に応じ措置される仕組みを検討すべき。競争的資金の一部を人件費に充てることを認め、資金獲得に応じ人員が柔軟に増加できるようにすべき。
- 基礎研究費の確保
 - ・将来の重要な研究開発の芽を生み出す基礎研究に充てる十分な資金を確保。

給与、任用、服務等の弾力化

- 能力と業績次第で責任のあるポジションと相応の給与
 - ・能力と業績に基づく新たな給与システムへの移行を図る。このため、当面は複数のシステムを用意し、研究者が意欲的に選択できる制度とすべき。
 - ・事務系も能力給にすべき。研究支援者の拡充、処遇の改善を図り研究資金からも人件費を充当。
- 人事運用にも法人の裁量を
 - ・職員の任用、服務の緩和、弾力化を図り、採用の判断は現場に近いところで。
- 任期付き採用を魅力のあるものに
 - ・任期付き採用の弾力化、終身雇用を前提とした人事制度における様々な不利益を取り除くべき
- 国家公務員型に由来する制約を排除
 - ・より柔軟な研究環境を達成する観点からは、今後とも役職員の身分のあり方について真剣に検討を行っていくべき